

津南町保育園利用調整基準指数表

令和5年9月1日改定

フリガナ		生年月日	令和	年	月	日
児童氏名						

■基準指数： 父母の状況について、それぞれ当てはまる項目の指数を1つ選んで○をつけてください。

事由		保護者の状況			基準指数	
					父	母
1	就労	週5日以上就労 または 月20日以上就労	1日の 就労時間 (休憩時間を除く)	7時間以上	10	10
				6時間以上	9	9
				5時間以上	8	8
				4時間以上	7	7
				3時間以上	6	6
		週4日の就労 または 月16日以上就労	1日の 就労時間 (休憩時間を除く)	7時間以上	9	9
				6時間以上	8	8
				5時間以上	7	7
				4時間以上	6	6
		週3日の就労 または 月12日以上就労	1日の 就労時間 (休憩時間を除く)	3時間以上	5	5
				7時間以上	8	8
6時間以上	7			7		
		5時間以上	6	6		
		4時間以上	5	5		
月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない				4	4	
2	出産・病気	母の妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がない			10
		入院	1か月以上の入院		10	10
		自宅療養	常時寝たきりの状態、精神性の疾病		10	10
			安静加療		8	8
		通院	週3日以上		7	7
			週3日未満		6	6
3	親族の介護・看護	常時付き添いが必要なもの(要介護度4以上または同程度)			10	10
		常時ではないが保育が困難なもの(要介護3以上または同程度)			8	8
		上記以外の状態で保育が困難なもの			5	5
4	災害	災害復旧のため保育ができない場合			10	10
5	親の不在(死亡、離婚、行方不明、拘禁等) ※不在の方に○			10	10	
6	その他	求職活動 ※保育の必要認定期間は最大90日となります			3	3
		就学(大学・専門学校・職業訓練校への通学)			8	8
		虐待のおそれがある等、特別な理由により保育が必要と判断される場合			10	10
基準指数 計(①)						

■調整指数： 該当する項目の指数すべてに○をつけてください。

区分	項目	調整指数
世帯の状況	ひとり親家庭	5
	生活保護世帯	5
	保護者(生計中心者)の失業により就労の必要性が高い場合	5
	入園希望児童について、療育手帳または身体障害者手帳が交付されている、もしくは療育相談を受けている	5
	祖父母と同居していない場合	2
	産休明け・育休明け	2
申込の状況	兄弟姉妹が同一の保育園にすでに入園している場合 (求職活動中で入園している兄弟姉妹が未満児クラスの場合は調整指数「2」)	5 また 2
	兄弟姉妹と同時申請で、同一保育園の利用を希望する場合	2
その他	入園希望児童が3子目以降の場合	2
	入園希望児童の保護者が、保育士・保育助手として、町内の保育園・子育て支援センター・学童保育事業に従事(内定)している。	5
	中津地区に居住している場合	5
	保育料の滞納がある	-5
調整指数 計(②)		

指数 合計(①+②)	
------------	--

- ・保育園の利用申込者数が、園の受入可能人数を超えた場合に利用調整を行います。
- ・利用調整では、基準指数と調整指数の合計により、保育の必要性を客観的に審査し、指数の高いかたから入園を決定します。
- ・利用調整に必要となりますので、入所申込書の入所希望園第1～3の記入をお願いします。

■下記の内容について、記入および該当する番号に○をつけてください。

	続柄(年齢)	状況	保育できない理由
祖父母の状況	父方 祖父(歳)	1.同居 2.別居(町内・町外) 3.不在	1.就 労 2.疾 病 3.障 害 4.介 護 5.その他()
	父方 祖母(歳)	1.同居 2.別居(町内・町外) 3.不在	1.就 労 2.疾 病 3.障 害 4.介 護 5.その他()
	母方 祖父(歳)	1.同居 2.別居(町内・町外) 3.不在	1.就 労 2.疾 病 3.障 害 4.介 護 5.その他()
	母方 祖母(歳)	1.同居 2.別居(町内・町外) 3.不在	1.就 労 2.疾 病 3.障 害 4.介 護 5.その他()
利用調整について	希望する保育園に入園できなかった場合		
	1	入園の申込を取下げる。	
	2	第1希望～第3希望の保育園が空くまで待つ。	
	3	希望する保育園以外でも入園できる保育園があれば入園したい。	
	(既に兄弟姉妹が入園している。または、同時申請の兄弟姉妹がいる場合)		
	4	別々の保育園でも入園を希望する。	
5	1人でも先に入園させたい。 → その後は、 I. 同じ保育園が空くまで待つ。 【優先児童氏名: 】 II. 別の保育園でも良い。		

■基準指数と調整指数の合計が同点となった場合の優先順位(次の各号の順に順位を決定します。)

1	世帯の合計所得が低い
2	その他、特別な配慮が必要と認められる世帯

※ 令和8年10月1日～令和8年10月22日までの令和9年度入所申請における、**本指数表の変更可能期間は令和8年11月30日まで**です。以後状況に変更があった場合でも、指数の変更はできませんのでご了承ください。